

意見書

西 企 営 第 1 6 7 号
平 成 2 1 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
おおたけ しんいち
代表取締役社長 大竹 伸一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により、平成21年1月29日付けで公告された基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金 算定等規則の一部を改正する省令案に対する意見

平成 2 1 年 3 月 2 日
西日本電信電話株式会社

- ・光 I P 電話 (O A B J - I P 電話) へ移行した加入電話に対応するアナログ加入者回線数は、光 I P 電話利用数の純増数から算定。具体的な算定手順は以下のとおり。(以下、省略) (参考資料 P 5)

<当社意見>

今回の省令案における補正回線数の算定方法については、補正回線数の基となる基礎数値の大部分が、現行省令において既に報告及び記録の対象とされていることから、透明性が確保されているとともに事業者に過度の負担をかけるという観点から現実的な算定方法であると考えます。

なお、今後も引き続き高コスト地域の加入電話を安定的に提供するためには、光 I P 電話に移行した回線数を加算する補正だけで十分かどうかを含め検討を深めていく必要があると考えます。